

令和7年 第16回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年9月1日

○議 題

議案第73号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第74号 選挙人名簿に登録する者について（9月定時登録）

議案第75号 在外選挙人名簿に登録する者について

次回開催日 令和7年9月19日（金）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和7年10月20日（月）10：00～ 区長応接室

議案第73号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年9月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1,309人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 59人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 1,250人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年9月1日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年9月1日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	31	713	0	0	744
女	28	537	0	0	565
計	59	1,250	0	0	1,309

議案第74号

選挙人名簿に登録する者について(9月定時登録)

令和7年9月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年9月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 2,438人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和7年9月1日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
1,256	1,182	2,438

(根拠) 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調(令和7年9月登録日現在)

男女別 区分		男	女	計
令和7年7月2日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		75,215	96,883	172,098
(a)以後の 抹消者数 (e) <u>※(c)以後 ではない</u>	(イ) 死亡のため	128	130	258
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため	1,497	1,317	2,814
	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため	0	1	1
	(ニ) 誤載のため	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()	1,625	1,448	3,073
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		415	498	913
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		536	637	1,173
今回(令和7年9月1日) 追加登録者数 (h)		1,256	1,182	2,438
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		74,725	96,478	171,203
備 考				

在外選挙人名簿登録者数調(令和7年9月登録日現在)

男女別 区分		男	女	計
令和7年7月2日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		55	99	154
(a)以後の抹消者数 (b)		3	1	4
(a)以後の追加登録者数 (c)		1	2	3
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)		53	100	153
備 考				

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,953	4,527	8,480
2	春吉第二	2,766	3,407	6,173
3	警固第一	3,311	4,939	8,250
4	警固第二	3,083	4,121	7,204
5	大 名	1,267	1,627	2,894
6	赤 坂	3,938	5,154	9,092
7	舞 鶴	3,916	4,538	8,454
8	簀子第一	3,767	4,592	8,359
9	簀子第二	1,659	2,291	3,950
10	当仁第一	3,697	4,863	8,560
11	当仁第二	2,206	2,927	5,133
12	南当仁第一	2,987	3,655	6,642
13	南当仁第二	2,819	3,308	6,127
14	南当仁第三	1,791	2,203	3,994
15	高 宮	4,738	6,676	11,414
16	一 本 木	3,449	4,977	8,426
17	平 尾	2,835	3,565	6,400
18	草ヶ江	3,063	4,172	7,235
19	小 笹	1,752	2,180	3,932
20	梅 光 園	1,518	1,984	3,502
21	福 浜	1,560	2,347	3,907
22	小 笹 南	4,040	4,674	8,714
23	笹 丘	3,223	3,845	7,068
24	薬 院	4,313	5,976	10,289
25	六 本 松	3,074	3,930	7,004
	合 計	74,725	96,478	171,203

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	6年9月 (A)	6年12月	7年3月	7年6月	7年9月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,557	8,484	8,403	8,371	8,480	▲ 77
2	春吉第二	6,218	6,217	6,207	6,181	6,173	▲ 45
3	警固第一	8,213	8,245	8,224	8,240	8,250	37
4	警固第二	7,251	7,236	7,207	7,163	7,204	▲ 47
5	大 名	2,918	2,888	2,900	2,894	2,894	▲ 24
6	赤 坂	9,037	9,074	9,084	9,100	9,092	55
7	舞 鶴	8,414	8,457	8,406	8,390	8,454	40
8	簀子第一	8,332	8,305	8,311	8,289	8,359	27
9	簀子第二	3,938	3,911	3,898	3,915	3,950	12
10	当仁第一	8,604	8,592	8,547	8,541	8,560	▲ 44
11	当仁第二	5,185	5,154	5,102	5,083	5,133	▲ 52
12	南当仁第一	6,631	6,614	6,607	6,625	6,642	11
13	南当仁第二	6,098	6,114	6,092	6,083	6,127	29
14	南当仁第三	3,917	3,941	3,959	3,938	3,994	77
15	高 宮	11,298	11,321	11,358	11,297	11,414	116
16	一 本 木	8,347	8,362	8,397	8,352	8,426	79
17	平 尾	6,416	6,427	6,442	6,403	6,400	▲ 16
18	草ヶ江	7,231	7,247	7,220	7,256	7,235	4
19	小 笹	3,832	3,814	3,815	3,934	3,932	100
20	梅光園	3,466	3,477	3,480	3,499	3,502	36
21	福 浜	4,022	4,010	3,980	3,937	3,907	▲ 115
22	小笹南	8,728	8,647	8,566	8,551	8,714	▲ 14
23	笹 丘	6,954	6,981	6,978	7,032	7,068	114
24	薬 院	10,299	10,284	10,289	10,308	10,289	▲ 10
25	六本松	6,972	7,009	6,994	6,982	7,004	32
	合 計	170,878	170,811	170,466	170,364	171,203	325

議案第75号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年9月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 2人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年9月1日 |

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。